

## 議案第 5 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう  
に制定する。

令和 6 年 2 月 1 3 日 提出

白井市長      笠 井      喜 久      雄

### 提案理由

本案は、育児休業をしている会計年度任用職員に対し、期末手当  
及び勤勉手当の支給を可能とするため、条例の一部を改正するもの  
です。

## 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「第２０条第１項」の次に「（白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第６号。次項において「会計年度条例」という。）第１６条第１項及び第２１条第１項において準用する場合を含む。）」を加え、「（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削り、同条第２項中「第２１条第１項」の次に「（会計年度条例第１６条の２第１項及び第２１条の２第１項において準用する場合を含む。）」を加え、「（地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第８条中「地方公務員法」の次に「（昭和２５年法律第２６１号）」を加える。

### 附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議案第5号資料

○職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第5号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(略)</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p><b>第7条</b> 一般職の職員の給与に関する条例（昭和35年条例第1号。以下「給与条例」という。）第20条第1項（白井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第6号。次項において「会計年度条例」という。）第16条第1項及び第21条第1項において準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員</p> <p>のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第21条第1項（会計年度条例第16条の2第1項及び第21条の2第1項において準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員</p> <p>のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p><b>第8条</b> 育児休業をした職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p><b>第7条</b> 一般職の職員の給与に関する条例（昭和35年条例第1号。以下「給与条例」という。）第20条第1項</p> <p>に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第21条第1項</p> <p>に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p><b>第8条</b> 育児休業をした職員（地方公務員法</p> <p>第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>(略)</p>